



長野県報

12月3日(木)
平成21年
(2009年)
第2122号

目次

規則

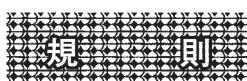
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）	1
------------------------------------	---

告示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称の変更の届出（地域福祉課）	5
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	6
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	7
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	8
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	9
平成22年度及び平成23年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査の実施（管財課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（病院事業局）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	11
一般競争入札（道路管理課）	12
一般競争入札（砂防課）	13
特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課）	14



銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月3日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

長野県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4項」を「第4条第4項」に改める。

第3条中「第3条第5項（府令第2条の2第3項）」を「第6条第5項（府令第5条第3項）」に改める。

第4条第5項中「第4条の2第1項第10号」を「第11条第1項第14号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第4条の2第1項第9号」を「第11条第1項第13号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第4条の2第1項第8号」を「第11条第1項第12号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第4条の2第1項第7号」を「第11条第1項第11号」に改め、同項を同条

第3項とし、同条第1項中「第4条の2第1項第4号」を「第11条第1項第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

府令第11条第1項第3号及び第5号に規定する書面は、誓約書（様式第2号の2）によるものとする。

第5条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第6条中「第5条の7第2項に規定する講習会の開催に関する事項の」を「第17条第2項及び第29条第1項の規定による」に改める。

第7条中「第6条の3第2項」を「第26条第2項」に改める。

第8条中「第11条の4後段」を「第37条後段」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（年少射撃資格認定申請時の添付書類）

第8条の2 府令第76条第1項第3号に規定する書面は、誓約書（様式第2号の2）によるものとする。

2 府令第76条第1項第6号に規定する同意書は、射撃指導員同意書（様式第10号の2）によるものとする。

第9条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「（以下この条において「医師の指定」という。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第4条の3第2項の規定による医師の指定は、介護保険法

(平成9年法律第123号) 第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

第10条中「第16条の4第4項」を「第101条第4項」に改める。

第11条中「第17条の2第5項(府令第17条の3第2項)」を「第103条第5項(府令第104条第2項)」に改める。

第13条第1号中「第4条に規定する」を「第9条に規定する銃砲所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、」に改め、同条第2号中「第7条」を「第30条」に改め、同条第3号中「第10条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第4号中「第11条」を「第34条」に改め、同条第5号中「第11条の4」を「第37条」に改め、同条第6号中「第11条の5第1項」を「第38条第1項」に、「許可事項まつ消申請書」を「許可事項抹消申請書」に改め、同条第7号中「第11条の5の3第1項」を「第40条第1項」に改め、同条に次の3号を加える。

(8) 府令第75条に規定する年少射撃資格認定申請書

(9) 府令第79条に規定する年少射撃資格認定証書換申請書

(10) 府令第80条に規定する年少射撃資格認定証再交付申請書

別表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改め、「(平成9年法律第123号)」を削る。

様式第1号中「第2条第4項」を「第4条第4項」に改める。

様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第2号の2)(第4条、第8条の2関係)

誓 約 書	年 月 日
長野県公安委員会 殿	
住所	
氏名	印
私は、銃砲刀剣類所持等取締法	
□ 第5条第1項第2号から第18号まで	
□ 第5条の2第2項第2号又は第3号	
のいずれにも該当しない者であることを誓約します。	

(備考) 該当する□に印を記入すること。

様式第10号の次に次の様式を加える。

(様式第10号の2)(第8条の2関係)

射撃指導員同意書	年 月 日
長野県公安委員会 殿	
住所	
氏名	印
私は、次の者について銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項に規定する監督をすることに同意します。	
住所	
氏名	

様式第11号中「第16条の4第4項」を「第101条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

生活安全企画課